
平成 30 年度税制改正に関する要望

平成 29 年 7 月

一般社団法人 日本損害保険協会

はじめに

一般社団法人 日本損害保険協会

地球の温暖化傾向が続く中で、世界規模で異常高温（熱波）や大雨・干ばつといった異常気象が頻発するなど、自然災害リスクが増加している今日において、いざという時に国民生活を支える役割を担う損害保険の存在意義は、一層高まっていると考えます。そのような中、我が国の損害保険会社は、有事に確実に保険金をお支払いするという使命を果たし、社会に貢献していくため、持続的な成長や十分な健全性を確保する必要があります。こうした観点から、事業収益の多角化、地理的なリスクの分散を目的に、近年損害保険会社ではグローバルに事業を展開する動きが進んできております。

一方、国際課税の分野では、国際的な租税回避を防止するため、経済協力開発機構（OECD）により、税制の国際的調和を図る目的から「BEPS（税源浸食と利益移転）報告書」が取りまとめられ、当該報告書を受けて平成 29 年度税制改正では外国子会社合算税制の改正が行われました。また、過大支払利子税制などその他の国際課税ルールについても今後の見直しが検討されております。

国際課税ルールの見直しにおいては、制度の趣旨を超えた課税や事務負担をもたらす制度設計によって、本邦企業の国際競争力を阻害することのないよう、十分な留意がなされる必要があります。平成 29 年度税制改正においては、外国子会社合算税制の新たな枠組みが定められましたが、制度の詳細については経済実態を踏まえた十分な議論を行い、改正法の施行前に所要の手当てが行われるべきと考えます。今後、過大支払利子税制などその他の国際課税ルールの見直しが行われる場合も、損害保険会社が行う経済活動の実態を十分に考慮した検討がなされるべきと考えます。

また、政府の「社会保障・税一体改革」の取組により、平成 31 年 10 月に消費税率の 10%への引上げが予定されていますが、保険料が非課税である損害保険では、「税の累積」や「税の中立性の阻害」等の課題が、税率引上げに伴って拡大していくことが懸念されます。これらの課題を解消する対策の検討を進めていくことも必要であると考えます。

損害保険業界といたしましては、損害保険業の健全な発展を通じて、我が国経済の発展と国民が安心して暮らせる社会の構築に寄与してまいりたいと考えております。このような観点から、平成 30 年度の税制改正にあたり、各種税制の実現・充実を要望いたしますので、格段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

目次

平成 30 年度税制改正要望項目.....	2
1. 国際課税ルールの改定における対応 重点要望項目	4
2. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実.....	6
3. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて.....	7
4. 確定拠出年金に係る税制上の措置.....	8
5. 地震保険料控除制度の充実.....	9
6. 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止.....	10
7. 受取配当等の二重課税の排除.....	11
8. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続.....	12
9. 消費税上の内外判定基準について.....	13

平成 30 年度税制改正要望項目

重点要望項目

1. 国際課税ルールの改定における対応

要望内容	現行税制
<p>国際課税ルールの改定においては、損害保険ビジネスの実態を踏まえた手当てを行うこと</p> <p>1) 外国子会社合算税制において、平成 29 年度税制改正で新たに規定された「外国金融子会社等」の取扱いについて、損害保険ビジネスの実態を踏まえ、所要の手当てを行うこと</p> <p>2) その他の国際課税ルールの見直しが行われる場合には、損害保険ビジネスの特性を踏まえ、正当な経済活動を阻害することがないように、十分に留意すること</p>	<p>平成 29 年度改正後の外国子会社合算税制（平成 30 年度施行）において、英国ロイズに進出する子会社や保険持株会社が「外国金融子会社等」に含まれず、保険事業を営む実体のある子会社で生じた金融所得が合算課税の対象とされるおそれがある</p> <p>過大支払利子税制における損金算入制限の対象は国外関連者に対する純支払利子に限定されている</p>

2. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

要望内容	現行税制
<p>洗替保証率を現行の 30%から 40%に引き上げること (本則積立率となる残高率も同様に引上げ)</p>	<p>洗替保証率は、保険料の 30%</p> <p>積立率は、保険料の 5% (本則積立率 2% + 平成 30 年度までの経過措置 3%) であるが、残高率が 30%を超える場合は、保険料の 2% (本則積立率)</p>

3. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて

要望内容	現行税制
<p>税率の引上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題（「税の累積」「税の中立性の阻害」）を解消する抜本的な対策を検討すること</p>	<p>保険料が非課税である損害保険においては、「税の累積」や「税の中立性の阻害」等の課題が存在している</p>

4. 確定拠出年金に係る税制上の措置

要望内容	現行税制
確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること	平成31年度まで課税停止措置 税率は約1.2%（地方税含む）

5. 地震保険料控除制度の充実

要望内容	現行税制
地震保険の更なる普及のため、保険料控除制度の充実策について検討すること	平成19年1月に制度創設 控除限度額は所得税50,000円、 地方税25,000円

6. 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止

要望内容	現行税制
完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること	完全支配関係のある会社への配当については、全額益金不算入であるにもかかわらず、配当金支払には源泉徴収が必要

7. 受取配当等の二重課税の排除

要望内容	現行税制
受取配当等益金不算入制度について、「二重課税の排除」の観点から議論を行うこと	持株比率5%以下の株式について、益金不算入割合は平成27年度より20%（保険会社は40%）

8. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

要望内容	現行税制
既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること	収入金額による外形標準課税 標準税率は0.9% （地方法人特別税と合わせ約1.3%）

9. 消費税上の内外判定基準について

要望内容	現行税制
消費税上の内外判定基準については、金融機関の実態を踏まえた制度とすること	外国証券等の譲渡に係る内外判定方法が明確でない
1) 外国証券等の譲渡に係る消費税の内外判定基準について、明確化すること	リバースチャージ方式の対象は、電気通信役務の提供に限定されている
2) リバースチャージ方式について、対象取引の拡大等が検討される際には、金融機関の実務負担等に十分に留意すること	

（注）現行税制：平成29年度適用される税制

1. 国際課税ルールの改定における対応

<要望内容>

国際課税ルールの改定においては、損害保険ビジネスの実態を踏まえた手当てを行うこと

- 1) 外国子会社合算税制において、平成 29 年度税制改正で新たに規定された「外国金融子会社等」の取扱いについて、損害保険ビジネスの実態を踏まえ、所要の手当てを行うこと

<要望理由>

- 現行の外国子会社合算税制では、外国保険子会社等が稼得する利子や配当所得等の一定の金融所得は、「事業の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたもの」として、合算課税の対象外とされております。一方、大幅な見直しが行われた平成 29 年度税制改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）では、進出先の国・地域において、保険業等、本来業務として金融所得を稼得する外国金融機関を「外国金融子会社等」と新たに定義し、外国子会社が「外国金融子会社等」に該当する場合に、一定の金融所得を合算課税の対象外にすると定められました。（注1）
- この新たに定義された「外国金融子会社等」については、以下に示すとおり、保険事業を営む実体のある外国子会社とその範囲に含まれず、それらの金融所得が合算課税の対象となるおそれが生じています。
 - イ) 英国ロイズマーケット(注2)に進出する外国子会社は、ロイズ保険組合の会員として実体のある保険事業を行っているものの、ロイズ法により分社が求められる等通常の保険会社とは組織のあり方が異なる(注3)ため、「外国金融子会社等」の範囲に含まれないおそれがあります。
 - ロ) 「外国金融子会社等」の範囲には、「金融持株会社」が含まれることとなっているものの、この「金融持株会社」の定義が限定的であるため、保険事業グループを統括する海外の保険持株会社が「金融持株会社」に該当しないケースが複数生じ得ます。例えば、「金融持株会社」の要件として、総資産に占める外国金融機関（当該持株会社に発行済株式等の 50%超を保有されているものに限る）の株式等の額が一定割合以上であることが求められていますが、海外の保険持株会社においては、現地の出資規制により外国金融機関発行済株式等を 50%超保有できない場合や、中間持株会社を通じて間接的に保険会社を保有する場合があるなど、「金融持株会社」の要件が必ずしもビジネスの実態に即していないものとなっております。
- 外国子会社合算税制は、外国子会社を通じた不当な税負担の軽減・回避を防止する制度であり、実体のあるビジネスを営んでいる外国子会社の正当な経済活動に課税されることがあってはならないと考えます。
- 海外における損害保険ビジネスの実態において、複数の企業が一体となって保険事業を営んでいることを踏まえれば、英国ロイズマーケットに進出する外国子会社や保険持株会社については「外国金融子会社等」の範囲に含まれるべきであり、これらの会社が「外国金融子会社等」に該当することが明確化されるよう所要の手当てが行われることを要望いたします。

(注1)外国子会社合算税制

経済実体のない外国子会社（ペーパーカンパニー）の所得、あるいは外国子会社の受動的所得を通じて租税回避を図る行為を規制するために、外国子会社の全部または一部の所得を我が国における親会社の所得に合算して課税する制度。

(注2)英国ロイズマーケット

17世紀後半にロンドンに誕生した世界最古かつ最大の保険市場であり300年以上の歴史を持つ。高い専門性と高度な技術を駆使し、新たなリスクや特殊なリスクを含めた多様なマーケットを形成することで、世界中からリスクとノウハウが集積されている。また、特徴として単一の保険会社ではなく、ロイズ法等により規定された複数の参画主体により運営されている。

(注3)マネージングエージェント（保険の引き受け実務や保険金の支払業務等を担う）とメンバー（資本提供し保険金支払責任を負う）を別会社にするのが求められている。

2) その他の国際課税ルールの見直しが行われる場合には、損害保険ビジネスの特性を踏まえ、正当な経済活動を阻害することがないように、十分に留意すること

<要望理由>

- 平成29年度税制改正大綱において「今後の国際課税のあり方に関する基本的考え方」が示され、中期的に取り組むべき事項として「過大支払利子税制」「移転価格税制」「義務的開示制度」について、「B E P S 報告書」の勧告内容を踏まえた見直しを検討することとされております。
- 公正な競争条件を作る観点から国際課税ルールを見直していく方向性については、損害保険業界としても異論のないところですが、今後、過大支払利子税制等の国際課税ルールの見直しが行われる場合には、損害保険ビジネスの特性を踏まえ、正当な経済活動に対して同制度の趣旨・目的を超えた過度な課税や事務負担の増大が生じることのないよう、十分に留意することが必要と考えます。

2. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

<要望内容>

火災保険等に係る異常危険準備金制度について、洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること（本則積立率となる残高率も同様に引上げ）

<要望理由>

- 近年は、国内外において、地震・台風・洪水・雪災などの巨大自然災害が頻発しており、各地に大きな被害をもたらしております。損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても、確実に保険金支払を行うという社会的使命を担っており、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより保険金支払原資を確保するように努めております。異常危険準備金制度の一層の充実を図ることは、巨大自然災害に対する保険金支払に万全を期すことであり、国民生活と我が国経済の安定に寄与するものと考えます。
- 平成16年度の多額の保険金支払と異常危険準備金の取崩しを受けて、保険監督会計では、平成17年度以降、火災保険について伊勢湾台風規模の損害を基準として早期・計画的に異常危険準備金の積み増しを行う制度が導入されました。また、税制面では、火災保険等の積立率は、平成17年度税制改正により4%（うち2%は経過措置）、平成25年度税制改正により5%（うち3%は経過措置）に引き上げられております。損害保険会社は、こうした保険監督会計・税制の取扱いに則って異常危険準備金残高の積み上げに努めてまいりました。
- しかしながら、平成23年度には東日本大震災、タイ洪水に加えて、台風や集中豪雨などへの保険金支払が発生したため、異常危険準備金の大幅な取崩しを余儀なくされました。加えて一昨年度の熊本県を中心に大きな被害をもたらした台風15号、関東・東北地方に大規模な被害をもたらした関東・東北豪雨、昨年度の熊本地震等、巨大自然災害が相次いで発生していることにより、異常危険準備金の残高は引き続き低水準となっております。
- 平成28年度税制改正により、大幅に減少した異常危険準備金の残高を早期に積み上げていくため、積立率についての経過措置が3年間延長されましたが、一方で、残高の上限となる洗替保証率については、平成3年度の台風19号、平成16年度の複数の台風、平成23～28年度の複数の災害への保険金支払を考慮しますと、現行の30%（業界全体で5,000億円レベル）では十分とは言えない状況にあり、40%への引上げが必要と考えます。また、積立率に関して、残高率が30%を超える場合には、本則積立率（2%）が適用されることとなっておりますが、これについても同様に40%への引上げを要望いたします。

3. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて

<要望内容>

税率の引上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題
（「税の累積」・「税の中立性の阻害」）を解消する抜本的な対策を検討すること

<要望理由>

- 政府の「社会保障・税一体改革」の取組により、我が国の消費税率については、平成31年10月に10%まで引き上げられることが予定されております。
- 我が国において、損害保険料は、消費税の導入以来、「課税することになじまないもの」と位置付けられ非課税とされてきました。しかし、このために、一般事業者であれば認められる仕入れに係る消費税負担の控除（仕入税額控除）が、ほとんど認められないこととなり、結果として損害保険料には、代理店手数料や物件費などにかかる消費税相当額が、転嫁せざるを得ない「見えない消費税」として含まれていく構造となっております。このことは、国民にとってのわかりにくさとともに以下の「税の累積」・「税の中立性の阻害」という2つの課題を発生させております。

【課題1】「税の累積」について

一般事業者にとって原価の一部である損害保険料（自動車保険や火災保険、物流リスクや賠償責任に備える保険等）のなかに「見えない消費税」が含まれ、本来は担税者ではない一般事業者が、仕入税額控除できずに実質的に負担する構図となっております。このことにより、流通過程を経るたびに「転嫁」と「仕入税額控除」の連鎖の寸断による「税の累積」という課題が発生しております。

【課題2】「税の中立性の阻害」について

損害保険会社を含む金融事業者も、他の一般事業者と同様、効率性や専門性を高める目的などから、事務やシステム開発等の業務をグループ内や外部の別会社に委託しております。しかしながら、別会社に委託した場合には業務の委託費に消費税が課され、かつ仕入税額控除がほとんど行えず、一方で内製化した場合には消費税が課されないことから、消費税負担のみを考えた場合には業務の内製化を志向することとなります。このことにより、税制のあり方によって企業活動が左右される「税の中立性」の課題（セルフ・サプライ・バイアス）が発生しております。

この課題を解決する一つの方法として、付加価値税制度を導入する多くの国では、グループ内取引について付加価値税制度上取引自体がないものとして取扱い、グループ全体としての課税売上割合等により一括して納税するグループ納税制度を導入しており、我が国においても同様な制度の導入が必要であると考えます。

- 付加価値税制度を導入している諸外国においては、こうした課題を踏まえた制度設計を行い、また影響の緩和策も実施しております。我が国においても、税率の引上げに伴って拡大する上記課題を解消する抜本的な対策の検討を進めていくことが必要であると考えます。

4. 確定拠出年金に係る税制上の措置

<要望内容>

確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること（平成31年度まで経過措置により課税停止）

<要望理由>

- 社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってきました。また、一方で、経済環境の変化や退職給付会計の導入により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは従来以上に意識されるようになってきております。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行する動きが見られます。
- こうした、いわば時代の要請を受けた企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや、経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠であります。
- 特別法人税は、年金の積立金残高に対して約1.2%（地方税を含む）の税金を課すものですが、当該負担は極めて重く、万一課税された場合には、確定拠出年金制度の普及に対する大きな障害になると考えます。
- 国民の自助努力を促し、確定拠出年金制度を発展・普及させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、平成31年度までの経過措置により課税停止とされておりますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

5. 地震保険料控除制度の充実

<要望内容>

地震保険の更なる普及のため、保険料控除制度の充実策について検討すること

<要望理由>

- 平成 28 年熊本地震や平成 23 年東日本大震災に代表されるように、我が国は、世界的に見ても大規模な地震災害に頻繁に見舞われる「地震国」であり、その都度甚大な損害を被っております。
- 地震保険制度は、我が国のこうした特性も踏まえ、昭和 39 年に発生した新潟地震を契機として昭和 41 年に「被災者の生活の安定に寄与すること」を目的に創設され、これまでの間、政府の再保険による下支えを受けながら、保険制度という「自助」の機能として我が国の地震リスクに対応し、被災者の生活の復旧・復興に貢献してまいりました。
- また、国民の自助努力を高めて強靱な社会の形成に貢献するべく、地震保険の理解促進および加入促進に、損害保険業界を挙げて取り組んでまいりました。平成 19 年 1 月には、こうした取組を後押しする「地震保険料控除制度」が創設され、その後も年々地震保険の世帯加入率は高まっております。
- 一方、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生以降、将来の地震動を予測する政府の地震調査研究推進本部において、これまで考慮されていなかった規模の大きな地震も含めた長期評価を行うなど、我が国を取り巻く地震リスクは、より大きなものに見直されております。これを踏まえ、平成 29 年 1 月に地震保険料率の引上げが実施されており、今後も段階的に料率の引上げが実施される予定となっております。これらの状況に鑑み「地震保険料控除制度」についての充実策を検討する必要があるものと考えます。
- 地震保険料控除制度が充実することで、同制度が「自助努力の促進」の役割を引き続き果たし、国民生活と我が国経済の安定に寄与するものと考えます。

6. 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止

<要望内容>

完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること

<要望理由>

- 完全支配関係のある会社への配当については、平成22年度税制改正により、全額益金不算入となっており、金銭以外による配当を支払う者には、源泉徴収義務が課されておられません。
- 一方で、金銭で配当を支払う者には源泉徴収義務が課されているため、一旦、配当金の約20%を源泉徴収の上、税務署に納付する必要があります。配当金を受け取る会社においては、所得税額控除により当該源泉税の負担はなくなるものでありますが、納税者に資金負担や事務負担を強いており、企業組織・再編のあり方を検討する際に影響を与えていることや、納税者の事務負担を考慮すると、源泉徴収不適用とすべきと考えます。

7. 受 取 配 当 等 の 二 重 課 税 の 排 除

<要望内容>

受取配当等益金不算入制度について、「二重課税の排除」の観点から議論を行うこと

<要望理由>

○ 法人が受け取る株式の配当金等（受取配当等）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられております。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されております。

○ しかしながら、平成 27 年度税制改正において、法人実効税率引下げの代替財源として、持株比率 5%以下の株式について、益金不算入割合が 50%から 20%に引き下げられました。(注)

(注) 保険会社は、顧客の資金を運用しており、改革の影響が広く顧客に及ぶおそれがあることから、持株比率5%以下の株式の配当について、益金不算入割合を40%とする特例が創設された。

○ 本制度の縮減は、税理論に反した課税強化であり、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからずマイナスの影響を与えているものと考えます。

○ 受取配当等の益金不算入制度は「二重課税の排除」を目的とした制度であるという観点から議論を行うことが必要と考えます。

8. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

<要望内容>

既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

<要望理由>

- 法人事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的に地方税源を確保すること等を目的として、平成 15 年度税制改正により、従来所得課税方式が見直されました。具体的には資本金 1 億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成 27 年度、28 年度改正において、外形標準課税の段階的な拡充が行われております。そのような中、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の 4 業種の課税方式については、引き続き検討することとされています。
- 損害保険業に係る法人事業税は、昭和 30 年より収入金額を課税標準とする 100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。一方、一般事業会社に導入された外形標準課税は、平成 28 年度の税制改正により、8分の5まで拡大するものの、所得割も8分の3部分残されております。このため、仮に上記4業種の課税方式が見直されるとすれば、損害保険業の課税標準に所得が組み込まれることも想定されます。
- しかしながら、損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えます。

9. 消費税上の内外判定基準について

<要望内容>

消費税上の内外判定基準については、金融機関の実態を踏まえた制度とすること

1) 外国証券等の譲渡に係る消費税の内外判定基準について、明確化すること

<要望理由>

- 現行の消費税法においては、資産の譲渡に係る消費税の内外判定について、原則当該資産の所在地で判定することとなっております。
- しかしながら、保険会社を含む金融機関が無券面の外国証券等を譲渡した場合については、その取扱いが必ずしも明確でないため、その内外判定基準を明確化することが必要と考えます。

2) リバースチャージ方式について、対象取引の拡大等が検討される際には、金融機関の実務負担等に十分に留意すること

<要望理由>

- 平成 27 年度税制改正により、国境を越えた電気通信役務（電子書籍・音楽・広告の配信等）の提供等に対する消費税の課税方式として、リバースチャージ方式（国内事業者が申告納税する方式）が導入され、平成 27 年 10 月から適用されております。
- このリバースチャージ方式に関し、平成 29 年度税制改正大綱において、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税のあり方について、「課税の対象とすべき取引の範囲および適正な課税を確保するための方策について引き続き検討を行う」とされております。
- 今後、リバースチャージ方式の対象取引の拡大等が検討される際には、保険会社を含む金融機関の実務負担に十分配慮しながら慎重に検討するとともに、事前に素案を公表し意見を求めるなど、納税者が十分な準備を行い、また納税者側から有用な提案を行えるような環境整備が必要であると考えます。